

公 告

建築基準法施行細則（昭和46年宮城県規則第21号）第38条第2項の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による道路の位置の指定の変更を次のとおり行ったので、公告する。

令和 3年11月 8日

宮城県北部土木事務所長



- | | |
|-----------------|--|
| 1 指定番号 | 第 1521 号（北部土木事務所） |
| 2 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号 |
| 3 指定の年月日 | 令和 3年11月 8日 |
| 4 変更後の道路の位置 | 栗原市若柳字川南町浦 86-3,
85-7, 85-9, 85-4, 85-5 の各一部 |
| 5 変更後の道路の幅員及び延長 | |
| (1) 幅員 | (イ) 4.00～4.05m
(ロ) 4.05～4.16m
(ハ) 4.00m
(ニ) 4.00m |
| (2) 延長 | (イ) 9.06m
(ロ) 13.22m
(ハ) 9.85m
(ニ) 3.01m |